

全建労発第 22 号
平成 30 年 8 月 7 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 伊藤 淳
(公印省略)

建設現場における火災による労働災害防止について

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、去る平成30年7月26日に東京都多摩市の新築ビルの工事現場において火災が発生し、現場で作業に従事していた5名の方が死亡され、約40名が負傷されました。

今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から、類似の火災による労働災害の発生を防止するため、標記の周知及び対策の徹底依頼がありました。また、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保及び安全管理等のより一層の徹底に努めるよう周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員の皆様に対し、標記について周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

添付資料-1 「ウレタン火災を防ごう」「火災事故例」

以 上

担当：労働部 宇都宮

基安安発 0727 第 1 号

平成 30 年 7 月 27 日

一般社団法人全国建設業協会 専務理事 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

建設現場における火災による労働災害防止について

平素から、建設業における労働災害の防止については、格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、7月26日に東京都内のビル建設工事現場において火災が発生し、これにより現場で作業に従事していた5名が死亡し、約40名が負傷したところです。

本件災害については、現在所轄労働基準監督署等において調査を行っているところであり、災害発生原因等は特定されていませんが、報道等を踏まえると現場内での鋼材の溶断作業中に火花が断熱材に引火したことが原因と推定されるところです。

つきましては、類似の火災による労働災害の発生を防止するため、下記事項について、会員事業場に周知されるとともに、対策の徹底を図られるようお願いいたします。

記

1 調査、確認

元方事業者は、新築工事にあつては、可燃性の断熱材（以下単に「断熱材」という）の施工計画の有無、既存建築物の改修工事等にあつては、断熱材の使用の有無に係る確認を行い、当該作業がある場合には断熱材の種類、特性について調査をすること。

2 施工計画、作業手順の作成等

元方事業者は、断熱材のある場所において火気を使用しない工事計画を策定すること。また、既存建築物の改修工事等でやむを得ず断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合は、火気管理を含む作業計画を策定すること。

作業を行う事業者は作業手順書の作成及び元方事業者との調整を行うこと。

3 表示

断熱材の使用場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。断熱材の保管場所（仮置

き場所を含む) についても同様であること。

4 防火対策

火気作業を行う事業者は、断熱材に対する不燃性シート等による遮蔽の実施、消火のための器具の配置等を行うこと。

5 整理整頓

作業場所の整理整頓を行い、原材料等を放置しないこと。

6 緊急時の措置

元方事業者は、火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ定め関係事業者に周知するとともに、訓練を実施するなど、緊急時に備え万全の対策を講ずること。

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 27 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

工事現場における火災による労働災害の防止等について（周知）

平素より、国土交通行政の推進にご理解、ご協力頂き厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 7 月 26 日に東京都多摩市の新築ビルの工事現場において火災が発生し、これにより現場で作業に従事していた 5 名が死亡し、約 40 名が負傷しました。

この火災について、関係当局により出火原因等の調査が行われているところですが、類似の火災による労働災害の発生を防止するため、厚生労働省から建設業労働災害防止協会等に対し、「建設現場における火災による労働災害防止について（平成 30 年 7 月 27 日付基安安発 0727 第 1 号）」（別紙 1 参照）が通知され、また、類似の火災による被害の発生を防止する当面の対応として、消防庁から都道府県等に対し、「新築の工事中の建築物の防火対策に係る注意喚起等について（平成 30 年 7 月 27 日付消防予第 487 号）」（別紙 2 参照）が通知されたところです。

つきましては、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保及び安全管理等のより一層の徹底に努められるよう、貴職におかれましても、各通知の趣旨をご理解頂き、適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設業者に対し、周知方お願いいたします。

写

基安安発 0727 第 1 号
平成 30 年 7 月 27 日

一般社団法人全国建設業協会 専務理事 殿
一般社団法人日本建設業連合会 専務理事 殿
建設業労働災害防止協会 専務理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設現場における火災による労働災害防止について

平素から、建設業における労働災害の防止については、格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、7月26日に東京都内のビル建設工事現場において火災が発生し、これにより現場で作業に従事していた5名が死亡し、約40名が負傷したところです。

本件災害については、現在所轄労働基準監督署等において調査を行っているところであり、災害発生原因等は特定されていませんが、報道等を踏まえると現場内での鋼材の溶断作業中に火花が断熱材に引火したことが原因と推定されるところです。

つきましては、類似の火災による労働災害の発生を防止するため、下記事項について、会員事業場に周知されるとともに、対策の徹底を図られるようお願いいたします。

記

1 調査、確認

元方事業者は、新築工事にあつては、可燃性の断熱材（以下単に「断熱材」という）の施工計画の有無、既存建築物の改修工事等にあつては、断熱材の使用の有無に係る確認を行い、当該作業がある場合には断熱材の種類、特性について調査をすること。

2 施工計画、作業手順の作成等

元方事業者は、断熱材のある場所において火気を使用しない工事計画を策定すること。また、既存建築物の改修工事等でやむを得ず断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合は、火気管理を含む作業計画を策定すること。

作業を行う事業者は作業手順書の作成及び元方事業者との調整を行うこと。

3 表示

断熱材の使用場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。断熱材の保管場所（仮置き場所を含む）についても同様であること。

4 防火対策

火気作業を行う事業者は、断熱材に対する不燃性シート等による遮蔽の実施、消火のための器具の配置等を行うこと。

5 整理整頓

作業場所の整理整頓を行い、原材料等を放置しないこと。

6 緊急時の措置

元方事業者は、火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ関係事業者にも周知するとともに、訓練を実施するなど、緊急時に備え万全の対策を講ずること。

消 防 予 第 487 号
平成30年 7 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

新築の工事中の建築物の防火対策に係る注意喚起等について

平成30年7月26日に東京都多摩市で発生した新築の工事中の建築物の火災では、死者5名、負傷者42名（重症13名、中等症11名、軽症14名、搬送辞退等4名）の被害が発生しています（別紙「東京都多摩市における工事中の建物火災（第4報）」参照）。

現在、この火災について関係当局により火災原因の究明が行われているところであり、当庁では、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第35条の3の2に基づき、消防庁長官の火災原因の調査のため、現地に職員を派遣したところです。

現時点で出火原因等は特定されていませんが、類似の火災による被害の発生を防止するため、下記1の建築物に対し、個々の施設の態様に応じて下記2の防火対策に係る注意喚起を行い、その徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いいたします。

記

1 対象とする建築物

次の条件を全て満たす建築物とする。なお、地域の実情に応じて適宜対象とする建築物を追加して差し支えないこと。

- (1) 新築の工事中であること
- (2) 収容人員（1日の最大時の工事従事者の数）が50人以上であること
- (3) 電気工事等の工事中であること
- (4) 外壁及び床を有する部分が存する地階の床面積の合計が5,000㎡以上であること

2 防火対策に係る注意喚起事項

- (1) 管理権原者に対し、次の事項が工事現場の実態に即したものとなっていることを再確認し、必要に応じて見直すよう指導されたいこと
 - ア 消火器等の点検及び整備に関すること
 - イ 避難経路の維持管理及びその案内に関すること

- ウ 火気の使用又は取扱いの監督に関する事
 - エ 工事中に使用する危険物等の管理に関する事
 - オ 自衛消防の組織に関する事
 - カ 防火上必要な教育に関する事
 - キ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事
 - ク 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事
 - ケ 防火管理について消防機関との連絡に関する事
 - コ その他防火対象物における防火管理に関し必要な事項
 - サ 防災物品が使用されている事
- (2) 工事従事者に対し、直接又は管理権原者を通じて、以下の対策を確実に実施していることについて再点検を行うよう注意喚起されたいこと
- ア たばこ、火気管理等の出火防止対策の再周知を行うこと。特に可燃物の近くで火気を取り扱うことは危険であるため、出火防止対策の徹底を図ること。
 - イ 消火器が適切に配置されていることを確認するとともに、消火訓練等により消火器を用いた初期消火方法を習得すること
 - ウ 火災時の避難が迅速かつ円滑に行えるよう避難訓練等により火災である旨の周知方法、避難経路の再確認等を行うこと
 - エ 火災の際に迅速な119番通報が行えるよう通報訓練等により通報方法の再確認等を行うこと

消防庁予防課企画調整係 鈴木、坂本 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

東京都多摩市における工事中の建物火災（第4報）

平成30年7月27日（金）7時30分
消防庁災害対策室
※下線部は前回からの変更箇所

- 1 発生日時等
発生日時：平成30年7月26日（木）確認中
覚知日時：平成30年7月26日（木）13時52分
鎮圧時刻：平成30年7月26日（木）19時40分
鎮火時刻：平成30年7月26日（木）22時38分
- 2 出火場所
東京都多摩市唐木田1-22-1
- 3 建物概要
地上3階、地下3階建て
建築面積 5,360.7 m²
延べ面積 17,656.39 m²
※工事中の建築物
- 4 出火原因
調査中
- 5 被害状況
(1) 人的被害 死者5名、負傷者 42名（重症13名、中等症11名、軽症 14名、搬送辞退等4名）
(2) 物的被害 確認中
- 6 出動車両・人員（7月26日 7時15分現在）
(1) 消防機関
東京消防庁 74台
(2) 消防防災ヘリコプター
東京消防庁 3機
- 7 消防庁の対応
17時00分 第1次応急体制（消防庁災害対策室）
18時00分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査を実施することを決定。

問い合わせ先
消防庁予防課
鈴木（健）・坂本
TEL 03-5253-7523
FAX 03-5253-7533

『ウレタン火災を防ごう』の抜粋

1.1 ウレタンの燃焼

ウレタンフォーム（略してウレタンという）は、火花などによって熱せられ温度が上がると、熱分解を始め「揮発性ガス」を発生する。

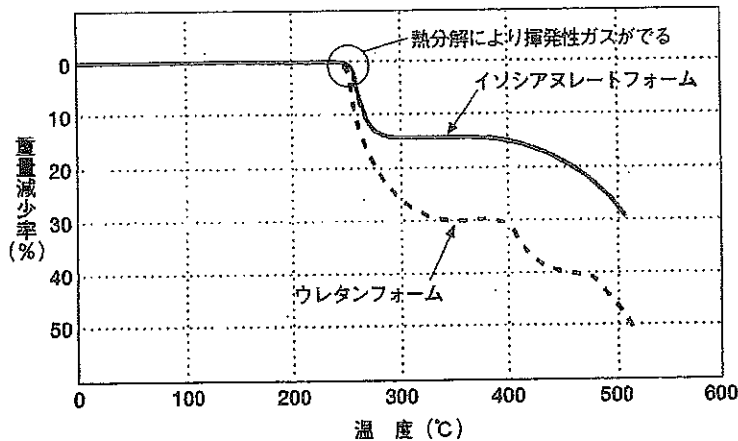
この揮発性ガスは引火性が強く210℃程度で着火する。

一旦、この揮発性ガスに引火するとその熱で温度が上がり、その着火周辺からますます揮発性ガスを噴出し燃え広がる。

この燃え広がる速度は、熱分解して揮発性ガスを噴出する速度に比例する。

一般に物が燃えると煙を出して重さが失われる。下図は燃焼状況とその重さが失われる率つまり重量減少率で表わしたグラフである。減少率が大きいほど良く燃えることを意味する。

難燃性のイソシアヌレートフォーム^(注1)に比べウレタンフォームの燃え方が激しいのがよくわかる。



(注1)
イソシアヌレートフォームは難燃性ウレタンの1種で、難燃2、3級相当品がある。

加熱による重量減少率 (T.G.Aによる)

1.2 部位による燃え方の違い

燃え方は壁面と天井面で異なる。

壁面では着火しても熱が上へ逃げるので、温度が急激に上がらず、燃え広がる速度はゆっくりである。ただし、壁の入り隅や狭い室では熱が逃げ難くなり燃え広がる速度が速くなるので注意が必要である。

天井面では熱が逃げられず反対に断熱材としての断熱効果があるので、熱が蓄積されて急激に温度が上がり、揮発性ガスを一気に噴出するため爆燃する。

2.1 硬質ウレタンフォームとは

建築工事に使用される断熱材は、無機繊維系、木質繊維系、発泡プラスチック系の3つに分類され、この内、発泡プラスチック系はポリスチレン系、ポリエチレン系、ポリウレタン系などに分類される。

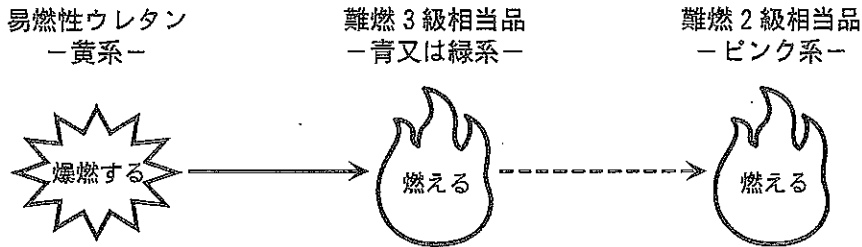
硬質ウレタンフォーム^(注2)はポリウレタン系に属し、ポリオールとポリイソシアネートを反応させ発泡した材料で、工場で作られる板状のものと、現場で吹付けて断熱層を形成する現場発泡のものがある。

現場発泡のものには専門業者が施工するものの他に、簡単にどこでも施工できるカートリッジなどのポータブルタイプがある。

硬質ウレタンフォームは他の有機系のものよりも優れた熱抵抗と耐熱性を有し、コストの優位性等から建築物に多用されている。

(2) 難燃性吹付けウレタンの概要

- ① 難燃 2、3 級相当品は可燃性ウレタンをベースに難燃化したものであるが、難燃性に対する過信は禁物である。
- ② 吹付けウレタンは防火材料区分ごとに色分けされているが、メーカー間での色相・濃淡のばらつきがあり、色見本による確認が必要である。



(3) 火に対する特長

- ① 可燃性ウレタンは大量の煙を伴い爆燃する。
- ② 難燃 2、3 級相当品は、溶接・溶断火花によって着火・展炎する。

3.1 構成材料と成分

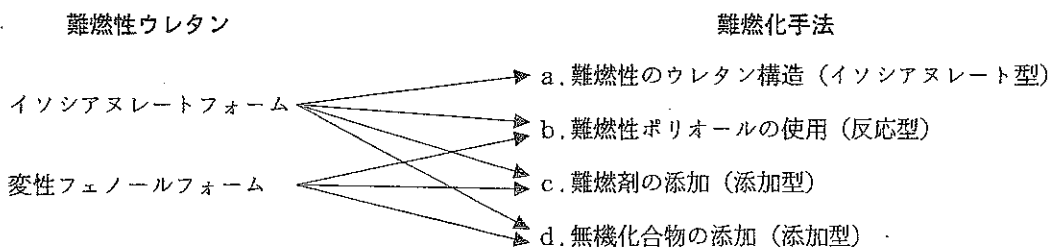
難燃 2、3 級相当品は、可燃性ウレタン材料をベースとして各種の難燃化手法を組み合わせることで難燃化している。難燃化には限界があり可燃性と同様に着火・展炎する。材料面での大幅な違いはない。

吹付けウレタンの構成材料・成分

原 料		吹付けウレタン	難燃性吹付けウレタン	
			イソシアヌレートフォーム	変性フェノールフォーム
イソシアネート原液	主成分	ポリイソシアネート	ポリイソシアネート ポリイソシアヌレート	ポリイソシアネート
ポリオール原液	主成分	ポリエーテルポリオール ポリエステルポリオール	ポリエーテルポリオール ポリエステルポリオール	フェノール縮合物 ポリエーテルポリオール ポリエステルポリオール
	触媒	アミン化合物、有機金属化合物		
	発泡助剤	フロン（代替フロン：HCFC141b）		
	整泡剤	シリコンオイル		
	難燃剤		リン系難燃剤、無機化合物	

備考：□ は難燃性付与物質

3.2 吹付けウレタンの難燃化手法

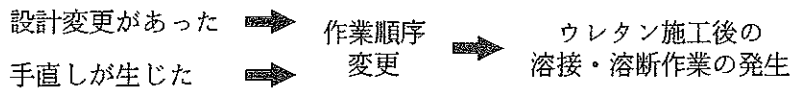


4.1 計画時の図面チェック

次の個所ではウレタン施工後の火気作業が行われ易いので計画時のチェックが重要である。

要注意箇所	要注意作業
天井ふところ	吊りボルト振れ止めの取付け
	キャットウォーク部材の取付
天井吊りの機器	支持部材の取付け（舞台装置、照明機器、フード等）
下がり天井・曲面天井	出入隅の野縁材の補強材取付け
金属パネル	下地材の加工、取付け
パイプシャフト	シャフト内パイプ類の加工、取付け
外壁面	下地材（アングル材、鉄筋、LGS）の加工、取付け、点検口の取付け

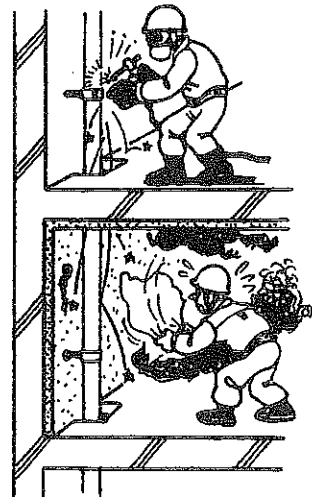
4.2 設計変更、手直し時は要注意



4.3 溶接溶断火玉の落下を防止する。

次の個所は要注意。

- ① アトリウム、階段等の吹き抜け部
- ② パイプシャフト、EVシャフト等の垂直空間
- ③ 外壁カーテンウォールと躯体との隙間
- ④ エキスパンションジョイントの隙間
- ⑤ 床貫通配管のスリーブ穴



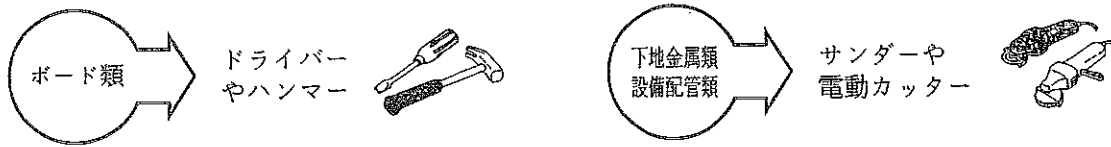
4.4 防火養生を計画する

やむを得ずウレタン施工後に火気を使用する場合は下記の防火養生の計画を立てる。

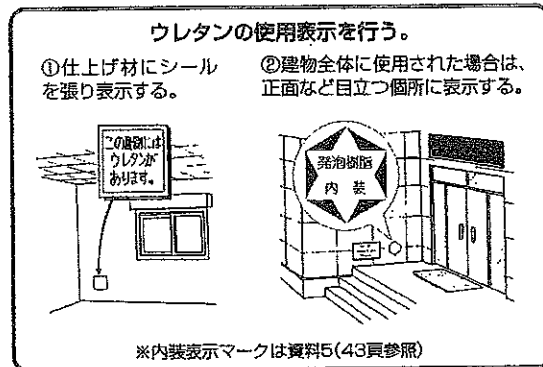
- ① 無火器工法を検討する。（できる限り火気の使用を避ける）
- ② 火気使用部位周辺の可燃物（ウレタン）の撤去を行う。
- ③ 火花養生（特に床の開口部）を行う。
- ④ 消火器および監視員を配置する。
- ⑤ ウレタン施工後に火気を使用する業者には「火気使用願い」を提出させ、現場管理者の承認を得てから作業を行うルールを徹底する。

5.2 無火器工法を検討しよう！

火を使わずに物を取り外す方法には次の方法がある。



5.3 計画時に使用箇所を正しく知るには？



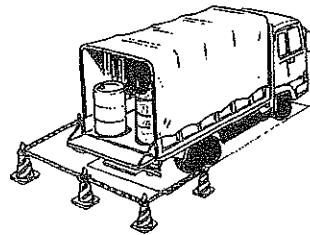
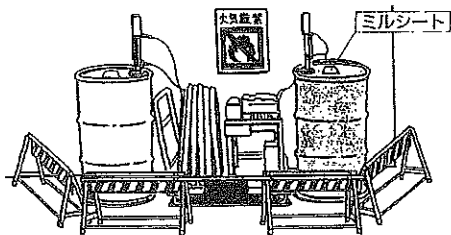
6 施工時の注意 ウレタン吹付けを行う皆さんへ

(1) 材料の確認

ミルシートにより商品名、ロット番号、保証期間を確認する。

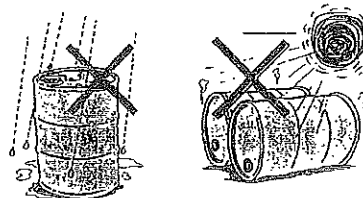
(2) 吹付け機械の設置

機材をセットし、区画（バリケード）と火気厳禁表示を行う。



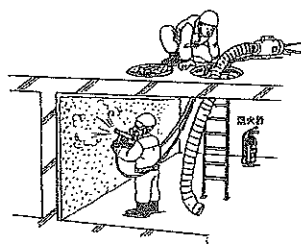
(3) 材料の保管

ドラム缶を横置きし、雨、直射日光を避ける。



(4) 吹付け場所の火気厳禁処置と換気

消火設備を設置する。



6.4 発泡時に発生するガス

発泡時のガスは、イソシアネート、発泡ガス、アミンなどでどの粘膜や目などに刺激があり、空気より重く、有機溶剤と同様に低い所に溜まりやすいため、屋内作業では十分な換気が必要であるとともに、引火性ガスのため火気厳禁の処置を徹底する必要がある。

換気が十分行なえない場合、発生ガスが充満し酸素欠乏になることがあるので、エアラインマスクが必要になる。

6.5 温度管理が重要

ウレタンは吹付け時に発泡し本来の性能がでるが、温度によって発泡が左右される。特に難燃性発泡ウレタンはその傾向が強く、この温度管理がされていないと本来の物性は得られない。

難燃性発泡ウレタンは、液温の30~40℃を守り、下地の温度が0℃以上であれば必ず本来の難燃性が得られるといわれている。

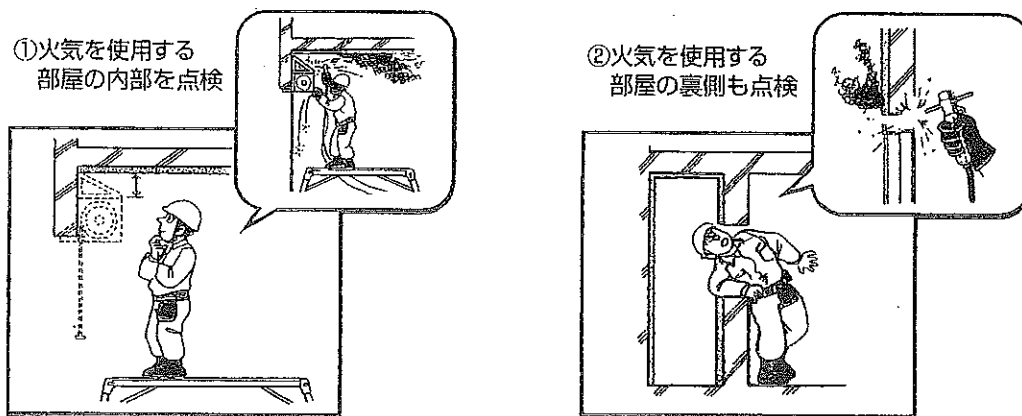
6.6 火気厳禁表示

1ブロック毎、1室毎に吹付け完了後、ウレタン表面に「火気厳禁」表示を行う。

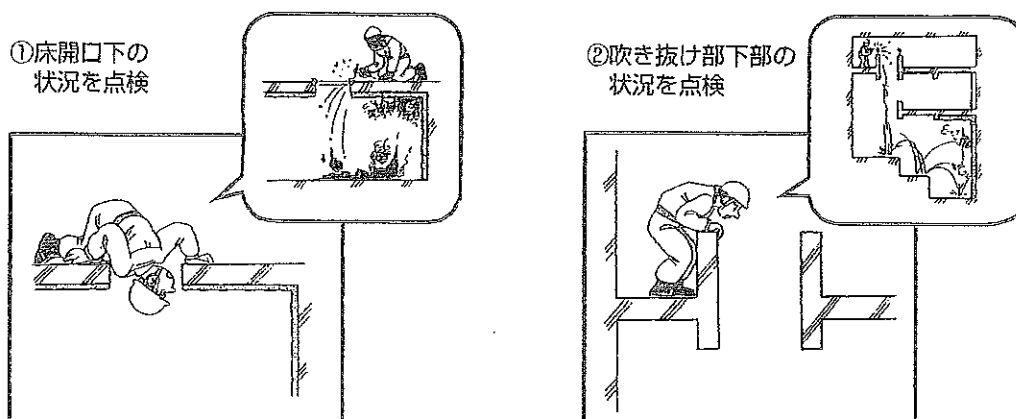
そのピッチは3m程度が適当である。

7 施工時の注意 火気使用作業を行う皆さんへ

(1) 火気使用に際しては、作業場所周辺に可燃物がないことを確認しよう。



(2) 特に下部開口からの火花落下に注意しよう。



日本ウレタン工業協会は、ウレタンフォーム工業会とウレタン原料工業会の両者で組織した団体です。

[お問い合わせ](#)
[サイト内検索](#)
[検索](#)

[トップページ](#) > [Q&A](#) > [硬質ウレタンフォームの火災事故例を紹介して下さい。](#)

Q&A



火災事故例

[硬質ポリウレタンフォーム](#)

[軟質ポリウレタンフォーム](#)

[火災](#)

[硬質ポリウレタンフォーム](#)

[軟質ポリウレタンフォーム](#)

[会員会社へのリンク](#)

硬質ウレタンフォームの火災事故例を紹介して下さい。

硬質ウレタンフォームの火災事故は、ウレタンフォーム施工中の火事ではなく、施工後に溶接溶断作業がおこなわれた場に発生しているのがほとんどです。止むを得ない事情で火気を扱う場合は、ウレタンフォームに火花が飛ばないように、不燃シートで覆ったり、フォームを切り取るなどの万全の防災対策を講じます。しかし、これらを怠ると火災を引き起こす原因となります。

代表的な火災事故例を以下に紹介します。

表1.最近の代表的な火災事故例

時期	場所	燃焼箇所	原因	作業内容
2015.4	苫小牧市(北海道)	壁、天井	溶接	きのこ工場で、パイプ補修工事時中、溶断火花が室内(壁・天井)のウレタンに着火し出火。約4,000㎡焼失。4名死亡。
2009.12	高知市(高知)	壁、天井	溶接	マンション新築工事で1階溶接作業中に天井や壁に吹付けられた断熱材に引火した。1名死亡。
2009.6	神戸市(兵庫)	天井	設備からの出火	製粉工場で、フィルタータンクから出火し、そこから噴出した火災により天井のサンドイッチパネルに充填されている断熱材に着火した。消防士1名死亡。
2008.8	青森市(青森)	壁、天井	溶接	りんご貯蔵施設新築工事で、溶接作業中に、塗装材料に引火しその後壁の断熱材に着火し、11,000㎡焼失した。
1999.2	五条市(奈良)	壁	溶接	きのこ工場兼事務所で、入り口扉を修理のため溶接中に壁の断熱材に燃え移り、400㎡焼失。
1998.4	古川市(宮城)	壁、天井	溶接	きのこセンター新築工事で、溶接作業、塗装、吹き付け作業を同時に行い溶接火花で出火。13,200㎡焼失。1名死亡15名負傷。
1998.3	国分寺(東京)	壁	溶接	冷凍倉庫エレベーター改修工事中、溶接火花がウレタンに着火し950㎡焼失した。
1997.5	横浜市(神奈川)	壁、天井	溶接	パチンコ店新築工事で、溶接作業中に、壁の断熱材に着火し、500㎡焼失した。

[火災 | 硬質ポリウレタンフォーム | 火災事故例](#)

[ページのトップ](#)

協会概要

[日本ウレタン工業協会 \(JUJI\)](#)
[ウレタンフォーム工業会 \(JUFA\)](#)
[ウレタン原料工業会 \(JUJA\)](#)

もっと知りたいポリウレタン

[資料](#)
[Q & A](#)
[トピックス](#)
[English Information](#)

リンク集

[サイトご利用条件](#)
[会員会社へのリンク](#)

日本ウレタン工業協会

ウレタンフォーム工業会
 〒107-0051
 東京都港区元赤坂1-5-26
 (東都ビル4F)
 TEL : 03-5413-3660

ウレタン原料工業会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門3-8-25
 (日総第23ビル 304)
 TEL : 03-6809-1081